

(案2)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年5月31日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長 小野 功雄

1 業務内容等

- (1) 業務名 厚木飛行場周辺補助事業等の現地視察
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行機関 契約締結日から令和5年7月14日まで

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度防衛省所管の競争参加資格（全省庁統一参加資格）において、資格の種類が「役務の提供等」で、BまたはC、若しくはDの格付けされ、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 入札手続き等

- (1) 担当部局
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
沖縄防衛局総務部会計課会計係 電話098-921-8181（133）
- (2) 入札説明書等の交付期間等
令和5年5月31日（水）から令和5年6月14日（水）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）、担当部局にて上記2(2)に掲げる競争参加資格の格付けを受けている者又は取得見込者に対し交付する。
- (3) 入札及び開札の日時等
令和5年6月15日（木）午後3時00分 沖縄防衛局5階会議室（事故補償相談室）
入札書等は、入札当日に持参又は6月14日（水）の午前中迄に(1)宛て書留郵便にて郵送すること。その際、(1)まで電話連絡を行うこと。

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除。

- (2) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者は、競争参加を認めない。

仕様書

本仕様書は、キャンプ・シュワブの所在する名護市住民による、厚木飛行場周辺周辺補助事業等の現地視察に係る旅行手配役務について適用する。

契約内容

- 1 件 名： 厚木飛行場周辺補助事業等の現地視察
- 2 実施内容： 当局が計画する現地視察について以下の項目を実施する。
(視察参加者16名)
 - ①関東地方への移動について
 - ・ 公共の交通手段である航空機により移動することとし、視察参加者に係る旅券を確保すること。
 - ②バスの借上げについて
 - ・ 借上げバスは運転手付きとし、現地の地理に詳しい者とする。
なお、借上げバスは当局の随行を含む30名程度が余裕を持って乗車できる車両を手配すること。なお、借上げバスは沖縄県内及び現地でそれぞれ手配することとする。
 - ・ 有料道路通行における手続等はバス会社(運転手)が行うこと。
 - ・ 飛行機の離発着の遅延等、第三者の原因でバスの行程等予定時間に誤差が生じた場合においても対応できるようバス会社に手配すること。
 - ③宿泊施設について
 - ・ 視察参加者1人を1部屋とし、宿泊費は朝食代金を含むこと。(宿泊施設は、近隣2箇所に分かれても可とする。)
 - ・ 宿泊施設が不測の事態で宿泊できない状況となった場合、代替の宿泊施設を確保できるよう手配すること。
 - ④旅行保険について
 - ・ 視察参加者に対し、旅行傷害保険：死亡・後遺障害1,000万円を付けること。
- 3 履行場所： 視察行程の詳細については別紙のとおり。
- 4 履行期限： 契約日～令和5年7月14日
なお、現地視察は令和5年7月12日(水)～令和5年7月14日(金)の2泊3日を予定。
- 5 支払条件： 履行終了後、本仕様書のとおり旅行手配役務が実施されたことの確認をもって検査とし、適法な支払請求書を提出した日から30日以内とする。
- 6 その他：①受託者は、その責めに帰すべき理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負わなければならない。
②本仕様書に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義については、必要に応じて発注者と受注者の間で協議の上、定めるものとする。

令5. 7. 12 (水)	8:00 貸切バスへ(沖縄県名護市在辺野古交流プラザで旅行者30名程度乗車) 8:10 バス移動(辺野古交流プラザ~宜野座IC~豊見城・名嘉地IC~那覇空港) 9:30 那覇空港着 10:15 那覇空港発(JAL902便)※航空券は16名分 12:35 羽田空港着(昼食:昼食料金含まず) 13:50 羽田空港発(貸切バス(30名程度乗車)で有料道路を経由し移動) 14:40 防衛省着 16:30 防衛省発(貸切バスで移動)※近郊宿泊施設の場合は徒歩 17:00 宿舎着(市ヶ谷近郊の宿泊施設)
令5. 7. 13 (木)	9:00 宿舎発(貸切バス(30名程度乗車)で移動) 10:00~ 厚木基地周辺視察(昼食:昼食料金含まず) 17:15 宿舎着(綾瀬市内)
令5. 7. 14 (金)	9:00 宿舎発(綾瀬市内) 9:30~ 厚木基地周辺視察 11:15 昼食(昼食料金含まず)、その後羽田空港へ向けて移動 13:00 羽田空港着 13:40 羽田空港発(JAL917便) 16:25 那覇空港着 16:45 バス移動(那覇空港~豊見城・名嘉地IC~宜野座IC~辺野古交流プラザ) 18:05 辺野古交流プラザ着

)) ' %

- S(! S&)

& \$! -

f%
f&
f' L

) + %

f%
f&

+%

S(S) S*

f &&

%)

L +S

6

f' L

f%
f&

f&

f&

- S(! S&)

& \$! -

\$, !- &, % % - \$, %'

: 5L \$, !- &, %*

f%
f&

)) ' % f' L

) * % f' L

%

f&

: 5L

f& f%

)) ' % f' L

) * % f' L

f&

) * % f' L

% SS

& \$! -

)

入札心得書

(目的)

第1条 一般競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）その他の法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。

(競争参加の申し出)

第2条 競争に参加しようとする者は、公告において指定した期日までに、当該公告において指定した書類を、支出負担行為担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(入札説明書等に対する質問)

第3条 支出負担行為担当官等から競争参加資格が有る旨の確認を受けた者で入札に参加を希望する者は、入札説明書、仕様書、契約書案（以下「入札説明書等」という。）を熟覧のうえ、入札しなければならない。

入札説明書等について疑義があるときは、入札説明書において指定した期日までに支出負担行為担当官等に書面（様式は自由）により質問することができる。

(入札に参加することができない者等)

第4条 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者は、入札に参加し、又は入札代理人となることはできない。

(入札等)

第5条 入札に参加することができる者（以下「入札参加者」という。）は、支出負担行為担当官等から競争参加資格が有ると認められた者（一般競争参加資格確認通知書を受けた者）又はその代理人のみとする。

2 入札参加者が代理人であるときは、様式1に定める委任状を持参し、入札前に支出負担行為担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

4 入札参加者は、別紙（暴力団排除に関する誓約事項）を熟読し、内容を承諾の上、様式2により入札書を作成し、入札者の氏名を表記した封筒に入れて封緘のうえ、入札書提出締切時間までに入札書を提出しなければならない。

5 支出負担行為担当官等（補助者を含む。）は、必要に応じ、入札書に係る内訳明細書を提出させ、説明を求めることがある。

6 入札参加者は、一度提出した入札書の引き替え、変更又は取消をすることができない。

7 入札参加者は、公告において指定された時刻までに、公告において指定された場

所（以下「入札室」という。）に入室し、開札に立ち会うものとする。入札室に入室しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書の写しを担当官に提示しなければならない。

なお、一般競争参加資格確認通知書を受けた本人又はその代理人以外の者は、入札室に入室できないことがある。また、第1回の開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取扱うこととするが、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札を辞退したのものとして取り扱うものとする。

8 仕様書等において同等品による入札参加を認めている場合で、同等品による入札を行おうとする場合には、指示された時期までに支出負担行為担当官へ申請し、承認を得ること。

9 仕様書等において特に指定のない限り、新品による納入とする。

10 入札に際し、私語、携帯電話の使用は禁止とする。

11 電子調達システム（政府電子調達（GEP S））による入札（以下、「電子入札」という。）の場合は、当該システムに定める手続きに従い、実施する。

（入札の辞退）

第6条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札書提出締切時間前にあっては、様式3に定める入札辞退届を持参又は郵送等（入札書提出締切時間までに到達するものに限る。）して行う。

二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を支出負担行為担当官等に提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の執行回数等）

第8条 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

2 各回の入札結果について、落札した場合は落札者名及び落札金額を、落札しなかった場合は、最低入札金額を入札参加者に対して読み上げを行う。

なお、入札を保留する場合は、入札参加者に対して口頭により通知する。

（再度入札）

第9条 開札をした場合において、落札者がいないときは、支出負担行為担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。なお、電子入札においては、再入札通知書により再入札の時刻を示し、入札を行うものとする。ただし、その時刻までに、入札参加者の入札書が届かない場合は、入札を辞退したものとする。

2 入札を無効とされた者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札において落札者がいないときは、特別な場合を除き、不調とする。

(入札の取りやめ等)

第10条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第11条 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

一 入札公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札

二 競争参加資格確認申請書又は競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

三 委任状を持参しない代理人のした入札

四 記名押印を欠く入札

五 金額を訂正した入札

六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

七 明らかに連合によると認められる入札

八 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札

九 入札において2通以上の入札書を入札函に投入した者のした入札

十 その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第12条 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、総合評価による落札方式による場合には、入札者に価格及び性能、機能、技術等をもって申込みをさせ、入札価格が予定価格の範囲内であり、かつ、入札に係る性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）が、入札公告又は入札公示（これらに係る入札説明書を含む。）において明らかにした性能等の要求要件のうち「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。これらの場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を、総合評価による落札方式による場合には、入札価格が予定価格の範囲内であり、かつ、性能等が入札公告又は入札公示（これらに係る入札説明書を含む。）において明らかにした性能等の要求要件のうち「総合評価の方法」によっ

て得られた数値の最も高い者を落札者とすることがある。

- 2 予決令第85条の基準（防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項(1)に定める基準）に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当官等の行う調査に協力しなければならない。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第13条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、支出負担行為担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせる。

（入札が不調となった場合）

第14条 入札を行っても落札者がいないとき、又は再度の入札を行っても落札者がいないときは、次に掲げるいずれかの措置をとる旨を告げ、当該措置がとられる。

- 一 引き続き入札を行う。
- 二 低価の入札者、総合評価による落札方式による場合には、「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者から順次随意契約の相手方として商議を行う。
- 三 再度公告又は通知により改めて入札を行う。

（落札者が契約を結ばない場合）

第15条 落札者が契約を結ばない場合には、次のいずれかの措置がとられる。なお、契約を結ばない落札者については、入札保証金を納付した場合にあっては入札保証金は国庫に帰属し、入札保証金の納付を免除した場合にあっては損害賠償の請求を受けるほか、指名の制限、資格審査の更新の制限等が行われることがある。

- 一 再度公告又は通知により改めて入札を行う。
- 二 低価の入札者、総合評価による落札方式による場合には、「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者から順次随意契約の相手方として商議を行う。

（随意契約による商議等）

第16条 随意契約による商議は、見積書を提出して行うものとする。

- 2 予定価格の範囲内で商議が成立した相手方をもって随意契約の相手方とする。

（契約の保証）

第17条 落札者は、契約書案の提出と同時に、請負代金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて取扱官庁に提出しなければならない。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合には、当該担保が有価証券（利付け国債に限る。）であるときは、あらかじめ、当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）

に払い込み、政府保管有価証券振込済通知書の交付を受け、これに保管有価証券提出書を取扱官庁に提出しなければならない。

4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を取扱官庁に提出しなければならない。

5 落札者は、第1項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、公共工事履行保証契約にあつては公共工事履行保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあつては履行保証保険に係る証券を取扱官庁に提出しなければならない。

（契約書等の提出）

第18条 落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを支出負担行為担当官等に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（入札説明書等）

第19条 入札説明書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

（異議の申立）

第20条 入札をした者は、入札後、この心得、入札説明書等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（その他）

第21条 いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態による下請負契約により、履行する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。

様式 1

委 任 状

当社は、
を委任します。 を代理人と定め、下記件名の入札・見積に関する一切の権限

記

件 名

代理人使用印鑑

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 小野 功雄 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

様式 2

入 札 書

件 名

入 札 金 額 ¥

上記の金額をもって入札心得書の条項を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 小野 功雄 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

印
印

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

様式 3

入 札 辞 退 届

件 名

上記件名について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長 小野 功雄 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

印

印

旅行手配役務請負契約書（案）

旅行手配役務請負契約書

- 1 件 名 厚木飛行場周辺補助事業等の現地視察
- 2 履行の内容 キャンプ・シュラブの所在する名護市住民による補助事業施設等の現地視察に係る旅行手配役務の提供とし、細部は仕様書による。
- 3 金 額
- 4 履行期限 契約締結日から令和5年7月14日まで
- 5 契約保証金 免除
- 6 特約条項 有
- 7 支払方法 精算払

甲及び乙は、上記について次に定める条項により契約を締結する。

令和5年 月 日

甲 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
支出負担行為担当官
沖縄防衛局長 小野 功雄

乙

役 務 等 契 約 条 項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、契約書に付随する仕様書及び実施要領(以下「仕様書等」という。)により、履行期限(以下「納期」という。)までに作業に従事又は、役務の提供(以下「役務等」という。)をし、甲は乙にその役務等の代金を支払うものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 契約条項(特約条項を含む)に定める指示、請求、通知、報告、申請、承認、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、両者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、両者は、既に行った指示等を書面に記載し、速やかに相手方に交付するものとする。

3 両者は、契約条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務譲渡の禁止等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、乙の申請を甲が承認した場合は、この限りではない。

(一括委任又は一括請負の禁止)

第4条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ乙の申請を甲が承認した場合は、この限りではない。

2 前項の場合及び軽微な業務を除き、乙が業務の一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせるには、あらかじめ甲に通知しなければならない。

3 乙は、第1項又は第2項により委任若しくは請け負わせた者から更に第三者に委任若しくは請け負いが行われる場合には、あらかじめ甲に通知しなければならない。

4 乙は、第1項の承認を得た場合又は、第2項及び第3項の通知を行った場合であっても、受任者、下請負者又はそれらの被用者(以下「受任者等」という。)の行為につき、甲に対して一切の責任を負うものとする。

(下請負者の変更)

第5条 甲は、前条の規定による下請負者が、業務の実施につき著しく不相当であると認められる場合には、乙に対して必要な処置を採るべきことを請求することができる。

2 乙は、甲から前項の規定による請求があったときは、直ちにこれに従わなければならない。

(特許権等の使用)

第6条 乙は、業務の実施に当たり、特許権その他第三者の権利の対象となっている実施方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(監督官)

第7条 甲は、この業務の実施について監督官を定めたときは、その官職及び氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、この契約書及び仕様書等に定められた事項の範囲内において、業務の実施に立ち会い、又は必要な監督を行い、若しくは乙に対して指示を与えることができる。

(役務等完了の届出等)

第8条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知し、甲の指定する検査官の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた日から、10日以内に検査を完了するものとする。

(代金の請求及び支払)

第9条 乙は、前条の検査に合格したときは、代金の支払を甲に請求することができる。

2 甲は、乙から適法なる支払請求を受領した日から30日以内に代金の支払を完了するものとする。

3 甲は、契約の性質上、契約書に分割払を定めている場合は、既に役務等が完了した部分についてその相当額の代金を前項に準じて支払うことができる。

(納期の猶予)

第10条 甲は、乙の責に帰する事由により納期内に役務等の完了ができない場合において、甲が差し支えないと認める時限までに役務等が完了する見込みのあるときは、納期を延長することができるものとする。

2 乙は、前項により納期までに役務等の完了ができない場合は、遅延日数に応じ、遅延分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じた金額を遅延賠償金として甲に支払わなければならないものとする。ただし、遅延分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、この契約の全部又は一部を解約することができる。

甲は、乙の責めに帰すべき事由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、解約違約金として解約金額の10パーセントの金額を乙より徴収する。

(1) 乙がこの契約の全部又は一部を履行しないとき。

- (2) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙が納期内にこの契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (4) この契約の履行に関し乙（代理人及び受任者等を含む）に不正又は不当の行為があったとき。
- (5) 前各号のほか、この契約条項(特約条項を含む)に違反したとき。
- (6) 天災その他の不可抗力による場合、又は、乙の責に帰し難い事由により解約を申し出たとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保全)

第12条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(危険負担)

第13条 乙は、役務等完了前に、役務等の目的物又は役務の材料について生じた損害、その他役務等の提供に関して生じた損害を負担するものとする。ただし、甲の責に帰する理由による場合の損害についてはこの限りではない。

(損害賠償)

第14条 乙は、作業遂行中、甲の器物を紛失又はき損したときは、甲に対して損害賠償の責任を負う。ただし甲がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(第三者に対する損害)

第15条 乙は、作業遂行中、第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負わなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由による損害については、この限りではない。

(役務等の契約不適合)

第16条 甲は、役務等の完了後1ヶ月以内に役務等に契約不適合があるときは、乙に対し、これを修補、又は、その契約不適合によって生じた損害賠償を請求することができる。

(遅延利息)

第17条 乙が、この契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ当該遅延賠償金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならないものとする。

2 甲の責に帰する事由により、甲が第10条第2項の規定による指定の期間内に代金を乙に

支払わない場合は、乙は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づく割合の率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に請求することができる。

(調査)

第18条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の実原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(契約書及び仕様書等の疑義)

第19条 乙は、契約書及び仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求め、回答を得るものとする。

(紛争の解決)

第20条 本契約の履行に関し、紛争が生じた場合は、甲乙協議の上、速やかに解決を図るものとする。

2 前項により解決しないときは、那覇地方裁判所にその調停を依頼し、その解決に甲乙双方従うものとする。

(その他)

第21条 特約条項にこの基本条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

2 乙は、この契約書に記載のない事項でも、甲の指示に従う慣行がある事項については、甲の指示に従わなければならない。

3 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項に疑義を生じた場合には、そのつど甲乙協議をして解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

談合等の不正行為に関する特約条項

甲及び乙は、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を定める。

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第6項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
 - 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項

発注者及び受注者は、債権譲渡制限特約の部分的解除に関し、次の特約条項を定める。

(債権譲渡制限特約の部分的解除)

第1条 契約書第3条の規定にかかわらず、受注者が中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）である場合には、受注者が流動資産担保融資保証制度を利用することが可能なときに限り、受注者は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し、発注者に対する売掛債権を譲渡することができる。

2 前項の規定に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、発注者が支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の通知を行った時点で効力を生ずるものとする。

3 前項の規定は、発注者が、前渡資金から受注者に対価を支払う場合には適用しない。

(譲渡可能な売掛債権)

第2条 前条第1項の規定により受注者が譲渡することのできる売掛債権は、受注者が当該売掛債権を譲渡しようとする時点において、受注者が反対給付の履行を完了していることを発注者が受領検査調書や納品書などにより確認しており、かつ、その金額が確定しているものとする。

(部分払、前金払又は概算払との関係)

第3条 受注者は、第1条第1項の規定により売掛債権を譲渡しようとする時点において、既に発注者からこの契約に係る代金の部分払、前金払又は概算払を受けている場合には、確定した契約金額と、既に支払いを受けている金額との差額のみ譲渡することができる。

(承諾申請及び通知の様式)

第4条 受注者は、発注者に対し売掛債権の譲渡の承諾申請又は通知を行う場合には、必要書類を添付の上、承諾申請は様式1により、通知は様式2により行わなければならない。

(承諾の様式)

第5条 発注者は、受注者からの債権譲渡の承諾申請について承諾する場合には、譲渡の対象となる売掛債権が第2条に規定する要件を満たすことを確認の上、様式1に定めた事項を遵守することを条件として承諾をするものとする。

(発注者の権利及び利益)

第6条 発注者及び受注者は、受注者の売掛債権譲渡が、契約不適合責任に

係る権利、債務不履行等による契約の解除権、期限の利益、部分払、前金払又は概算払による債務の一部消滅、契約条項に基づく契約金額の変更その他契約内容の将来の変更、その他この契約に基づき発注者が有する権利及び利益に一切の影響を及ぼさないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対する売掛債権を譲渡しようとする場合には、あらかじめ信用保証協会及び金融機関に対し、原契約条項及びこの特約条項の内容を説明しなければならない。

債権譲渡承諾申請書

年 月 日

支出負担行為担当官 殿
(又は分任支出負担行為担当官)

住 所：
譲渡人：(甲) ○○株式会社
代表者： 印

住 所：
譲受人：(乙) 株式会社○○銀行
代表者： 印

住 所：
譲受人：(丙) ○○信用保証協会
代表者： 印

○○株式会社(以下「甲」という。)は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受けました。つきましては、「債権譲渡承諾書」による貴殿の承諾がなされることを前提として、甲が○○契約に基づく代金債権(以下「譲渡対象債権」という。)を株式会社○○銀行(以下「乙」という。)及び○○信用保証協会(以下「丙」という。)に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けたいので、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、必要書類を添付の上、貴殿の承認を得たく申請します。

その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。

1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払いについては、従前どおり○○契約条項第○項○号の規定に基づき、契約物品(又は役務)全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項(当該契約条項に基づく変更契約を含む。)以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めないこと。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付○○契約
(1) 調達要求番号
(2) 契約品名
(3) 納期
(4) 認証番号
2. 譲渡債権の額
(1) 契約代金額 金 円
(2) 前払金等既受領済額 金 円
(3) 差引譲渡対象債権額 金 円
3. 乙及び丙が指定する口座の表示
フリガナ フリガナ
○○銀行○○支店・口座の種類
フリガナ
口座人名義○○・口座番号○○○○

添付書類：印鑑証明(甲乙丙各1通(発行日より3ヶ月以内のものに限る。))

注：本承諾申請書は必要に応じて修正することを妨げないが、「予め承諾している事項」の内容は修正してはならない。

債権譲渡承諾書

住 所：
譲渡人：（甲） 〇〇株式会社
代表者： 印

住 所：
譲受人：（乙） 株式会社〇〇銀行
代表者： 印

住 所：
譲受人：（丙） 〇〇信用保証協会
代表者： 印

上記申請につき、〇〇契約に基づく譲渡対象債権の乙及び丙への譲渡については、下記の事項を甲、乙及び丙が遵守することを条件として、民法第468条第1項及び「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項第5条」の規定に基づき、異議を留めて承諾します。

記

1. 本承諾によって、〇〇契約（当該契約条項に基づく変更契約を含む。）に規定する国の権利及び利益には何ら変更がなく、また甲の本契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。
2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
3. 国による代金の支払いは、〇〇契約条項第〇条の規定に基づき行われるものであること。

支出負担行為担当官 印
（又は分任支出負担行為担当官）

確認日付欄

注：担当官は、本承諾書について修正が必要な場合には、適宜修正して差し支えない。

債権譲渡通知書

支出負担行為担当官 殿
(又は分任支出負担行為担当官)

住 所 :
譲渡人 : (甲) ○○株式会社
代表者 : 印

住 所 :
譲受人 : (乙) 株式会社○○銀行
代表者 : 印

住 所 :
譲受人 : (丙) ○○信用保証協会
代表者 : 印

○○株式会社(以下「甲」という。)は、下記の○○契約条項第○条の規定に基づいて貴殿より○年○月○日に契約の履行の確認を受け【「準確定契約及び概算契約の場合は記述」、かつ○年○月○日に契約金額が確定し】ました。よって、甲が○○契約に基づく代金債権(以下「譲渡対象債権」という。)を株式会社○○銀行(以下「乙」という。)及び○○信用保証協会(以下「丙」という。)に譲渡し、乙及び丙が譲渡対象債権を準共有として譲り受けました。つきましては、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」第1条及び第4条の規定に基づき、必要書類を添付の上、本書をもってご通知申し上げます。

- その際、甲、乙及び丙は、下記の点につき、予め承諾していることを申し添えます。
1. 譲渡対象債権に係る乙及び丙への支払いについては、従前どおり○○契約条項第○項○号の規定に基づき、契約物品(又は役務)全体の完成、納入及びその確認を条件としてなされること。
 2. 乙及び丙は第三者に譲渡対象債権を再譲渡し、これに質権を設定し、又はその他譲渡対象債権の帰属並びに行使を阻害する行為を行わないこと。
 3. 国に対しては、譲渡対象債権に係る○○契約条項(当該契約条項に基づく変更契約を含む。)以外の責任は求めないこと、同契約条項に規定される甲の契約不適合責任については、従前どおり甲が継続して負担するものであること、及び債権譲渡に要する信用保証料、金利その他一切の費用については甲の負担であって、国に負担を求めることはないこと。

また、同契約条項に基づく代金は、乙及び丙が指定する下記の口座にお振り込み下さい。

記

1. 貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付○○契約
(1) 調 達 要 求 番 号
(2) 契 約 品 名
(3) 納 入 期
(4) 認 証 番 号
2. 譲渡債権の額
(1) 契約代金額 金 円
(2) 前払金等既受領済額 金 円
(3) 差引譲渡対象債権額 金 円
3. 乙及び丙が指定する口座の表示
フリガナ フリガナ
○○銀行○○支店・口座の種類
フリガナ
口座人名義○○・口座番号○○○○

添付書類 : 印鑑証明 (甲乙丙各1通(発行日より3ヶ月以内のものに限る。))

注 : 本通知は必要に応じて修正することを妨げないが、契約履行の確認日に係る部分及び契約金額の確定日に係る部分並びに「予め承諾している事項」の内容は修正してはならない。

暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は道府県警察本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行

為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。